

金 監 督 第 82 号
令和 5 年 1 月 20 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 中 島 淳 一

自動車損害賠償保障法第 33 条第 1 項後段及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和 5 年 4 月 1 日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、同法第 10 条の 4 第 1 項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 3 項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

(案)

令和5年1月20日

金融庁長官 中島 淳一 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬

令和5年1月20日付金監督第82号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

1. 令和4年度料率検証の結果、責任保険の収支については、令和2年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和5年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別 表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	31,920					
	自家用	11,530					
営業用乗用自動車	A	78,100					
	B	62,500					
	C	48,060					
	D	32,960					
自家用乗用自動車		11,500	17,650	23,690			
普通貨物自動車 及び けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	24,100	42,610			
		最大積載量が2トン以下のもの	17,790	30,110			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,230	30,980			
		最大積載量が2トン以下のもの	16,900	28,370			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	15,830	26,240				
	自家用	12,850	20,340				
小型二輪自動車		7,010	8,760	10,490			
軽自動車	検査対象車	11,440	17,540	23,520			
	検査対象外車	7,100	8,920	10,710	12,470	14,200	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,970	8,700				
緊急自動車		6,350	7,470	8,570			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,570	13,850	18,040	22,150	26,180
	小型二輪自動車		6,890	8,530	10,140	11,720	13,270
	軽自動車	検査対象車	6,890	8,530	10,140	11,720	13,270
		検査対象外車	6,890	8,510	10,100	11,660	13,200
特 種 用 途 自 動 車	霊きゅう自動車		6,580	7,930			
	教習用自動車		6,580	7,930			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,670	19,980		
		小型二輪自動車		8,280	11,290	14,230	
	軽自動車	検査対象車	8,280	11,290			
検査対象外車		8,280	11,270	14,200	17,070	19,890	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,320	5,430				
	検査対象外車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原動機付自転車		6,910	8,560	10,170	11,760	13,310	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	12,320					
	自家用	11,530					
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	15,860					
	個人タクシー	15,860					
自家用乗用自動車		6,450	7,660	8,850			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,810	18,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,380	15,450			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,810	18,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,380	15,450			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,420	9,580				
	自家用	7,390	9,530				
小型二輪自動車		5,830	6,440	7,030			
軽自動車		検査対象車	6,230	7,220	8,190		
		検査対象外車	5,580	5,920	6,250	6,580	6,900
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,390	5,560				
緊急自動車		5,410	5,600	5,790			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,470	5,730	5,980	6,230	6,480
	小型二輪自動車		5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
	軽自動車	検査対象車	5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
		検査対象外車	5,470	5,700	5,920	6,150	6,370
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		5,330	5,450			
	教習用自動車		5,330	5,450			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,950	6,670			
		小型二輪自動車	5,370	5,530	5,680		
	軽自動車	検査対象車	5,370	5,530			
		検査対象外車	5,350	5,470	5,590	5,700	5,820
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被けん引軽自動車		検査対象車	5,320	5,430			
		検査対象外車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770
原動機付自転車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	23,470					
	自 家 用	11,530					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	44,790					
	個人タクシー	32,960					
自 家 用 乗 用 自 動 車		7,610	9,960	12,260			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及 び	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	15,030			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,170	15,030			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	15,030			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,170	15,030			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,220	11,170				
	自 家 用	8,190	11,120				
小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,610	9,960	12,260			
	検 査 対 象 外 車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,790	6,360				
緊 急 自 動 車		6,300	7,360	8,400			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,370	7,500	8,620	9,710	10,780
	小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,560	5,730	5,900	6,070
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,450	5,680	5,900	6,130	6,350
		検 査 対 象 外 車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,090	6,940			
	教 習 用 自 動 車		6,090	6,940			
	そ の	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,450	9,630		
		小 型 二 輪 自 動 車		7,140	9,020	10,870	
	他	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,140	9,020		
			検 査 対 象 外 車	7,160	9,040	10,890	12,700
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,320	5,430			
	検 査 対 象 外 車		5,340	5,450	5,560	5,660	5,770
原 動 機 付 自 転 車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	12,320					
	自家用	11,530					
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	15,740					
	個人タクシー	15,740					
自家用乗用自動車		6,450	7,660	8,850			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	9,850	14,390			
		最大積載量が2トン以下のもの	9,600	13,900			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	9,850	14,390			
		最大積載量が2トン以下のもの	9,600	13,900			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,400	9,550				
	自家用	7,380	9,500				
小型二輪自動車		5,390	5,560	5,730			
軽自動車	検査対象車	5,660	6,100	6,530			
	検査対象外車	5,420	5,610	5,790	5,970	6,150	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,390	5,560				
緊急自動車		5,410	5,600	5,790			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,470	5,730	5,980	6,230	6,480
	小型二輪自動車		5,390	5,560	5,730	5,900	6,070
	軽自動車	検査対象車	5,430	5,640	5,850	6,050	6,250
		検査対象外車	5,420	5,600	5,780	5,960	6,140
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		5,330	5,450			
	教習用自動車		5,330	5,450			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,560	5,900			
		小型二輪自動車	5,370	5,530	5,680		
	軽自動車	検査対象車	5,370	5,530			
		検査対象外車	5,350	5,470	5,590	5,700	5,820
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,430				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,320	5,430				
	検査対象外車	5,340	5,450	5,560	5,660	5,770	
原動機付自転車		5,410	5,590	5,760	5,930	6,100	